

大阪市騒音に係る規制基準

区域の区分	時間の区分		昼間	夜間
	朝 夕	午前6時～午後8時 午後6時～午後9時	午前8時～午後6時	午後9時～翌日午前6時
・第1・2種低層住居専用地域		45	50	40
・第1・2種中高層住居専用地域 ・第1・2種住居地域、準住居地域 ・市街化調整区域		50	55	45
・近隣商業地域、商業地域 ・準工業地域		60	65	55
・工業地域 ・工業専用地域の一部		65	70	60
・工業地域、工業専用地域の一部 で学校、病院等の周辺など		60	65	55

大阪市振動に係る規制基準

区域の区分	時間の区分		昼間	夜間
			午前8時～午後6時	午後9時～翌日午前6時
ア ・第1・2種低層住居専用地域 ・第1・2種中高層住居専用地域 ・第1・2種住居地域、準住居地域 ・市街化調整区域			60	55
イ ・近隣商業地域、商業地域 ・準工業地域			65	60
ウ ・工業地域及び 工業専用地域 の一部	・育所等の敷地の周囲50メートル の区域及び上記のアの区域の境 界線から15メートル以内の区域		65	60
	・その他の区域		70	65